

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

香川県知事 浜田惠造

香川県規則第20号

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項（同法第66条第1項及び他の法令において準用する場合を含む。）の手数料及び同法第81条第3項において準用する同法第78条第4項の手数料</u></p> <p><u>(2)～(11) 略</u></p> <p><u>(12) 香川県産業技術センター手数料のうち、あらかじめ依頼を受けた件数を超えて行う場合の塩水噴霧試験、塩水噴霧サイクル試験及び耐候性試験、あらかじめ依頼を受けた測定数を超えて行う場合の耐寒試験及び凍結融解試験並びにあらかじめ依頼を受けた時間を超えて行う場合の機器操作指導の手数料</u></p> <p><u>(13) 香川県産業技術センター発酵食品研究所手数料のうち、あらかじめ依頼を受けた時間を超えて行う場合の機器操作指導の手数料</u></p> <p><u>(14)～(22) 略</u></p> <p>3～7 略</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部に掲げる手数料。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p><u>(1)～(10) 略</u></p> <p><u>(11)～(19) 略</u></p> <p><u>(20) 香川県産業技術センター手数料のうち、あらかじめ依頼を受けた件数を超えて行う場合の塩水噴霧試験、塩水噴霧サイクル試験及び耐候性試験、あらかじめ依頼を受けた測定数を超えて行う場合の耐寒試験及び凍結融解試験並びにあらかじめ依頼を受けた時間を超えて行う場合の機器操作指導の手数料</u></p> <p><u>(21) 香川県産業技術センター発酵食品研究所手数料のうち、あらかじめ依頼を受けた時間を超えて行う場合の機器操作指導の手数料</u></p> <p>3～7 略</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。